

日豪経済連携協定（EPA）交渉に関する意見書

昨年、12月12日、日本政府と豪州政府は、両国間の経済連携協定（EPA）を締結するための政府間交渉を始めることで合意した。

ところで、豪州から我が国への輸入状況を見ると、農林水産物輸入の占める割合が高く、しかも我が国にとって極めて重要な品目である米、麦、牛肉、乳製品及び砂糖などが含まれており、今後、豪州政府は我が国の農業市場の開放を迫ることが懸念されている。

仮に、今後の交渉において、これら重要品目の関税撤廃がなされた場合、我が国の農業は甚大な打撃をこうむるおそれがある。

また、本県農業においても基幹作物であるさとうきびを初め重要な位置を占めている畜産業等、関連産業へ波及する経済的損失は781億円もの巨額になるという県農林水産部の試算も出ており、加えて沖縄県の雇用状況への悪影響も避けられないものとして、非常に憂慮されている。

よって、政府におかれては、本県農業の安定かつ継続的な営農を進めるため下記事項の確保について断固とした対応をなされるとともに、豪州側が我が国の重要品目の柔軟性について十分配慮しない場合は交渉の中断を含めた判断を下されるよう強く要請する。

記

- 1 米、麦、牛肉、乳製品及び砂糖などの重要品目の関税撤廃は、我が国の農業を崩壊させ、地域経済に大きな影響を与えるものであることから、日豪 EPA 交渉においてはこれらの重要品目を除外するなどの例外措置を確保すること。
- 2 本県のさとうきび産業及び畜産業が今後とも安定的・継続的に営まれるよう、日豪 EPA 交渉においては、さとうきび及び畜産などの品目を関税撤廃の例外品目とすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月27日

沖縄県うるま市議会

あて先 内閣総理大臣 外務大臣 財務大臣 農林水産大臣 経済産業大臣
内閣官房長官 沖縄及び北方対策担当大臣